

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等に係る
特定健康診査等の受診機会の確保について

今般の東日本大震災（以下「地震」という。）により被災した方々の健康対策については、巡回健康相談や健康診断等が行われているところですが、医療保険制度においても被災された方々の健康対策についてできる限りの対応を行う必要があります。

つきましては、今般の地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に地震発生時において住所を有する各医療保険制度の被保険者及び被扶養者（以下「被災者」という。）については、特定健康診査及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康診査（以下「健診等」という。）の取り扱いを下記のとおりとするので、保険者においても特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村及び保険者への周知等よろしく願いいたします。

記

- 1 健診等の自己負担については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その4）」（平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「医療課事務連絡」という。）の1（2）の①から⑥までに掲げられた対象者の要件（医療課事務連絡の改正により新たに追加した対象者の要件も含むものとする。）に該当する被災者からの徴収を免除するなど配慮していただきたいこと。

なお、阪神・淡路大震災の際には、老人保健法に基づく健康診査の自己負担免除分について財政措置を講じたところであり、今回もこれに準じた財政支援を予定していること。

2 避難等により本来の保険者による健診等を受けることができない被災者の特定健康診査及び特定保健指導については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 26 条に基づき、他の保険者が行うことが可能であり、また、75 歳以上の方が受診する健康診査については、例えば本来の保険者である後期高齢者医療広域連合から、被災者が避難している地域の保険者に委託して実施することが可能であること。

この場合、被災者への健診等については、被災者が加入する保険者と他の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、実施することが考えられること。

また、この場合の健診等に要した費用は、健診等を行った保険者が本来の保険者に請求することとし、1 の財政支援は本来の保険者に対して行われることに留意願いたいこと。